

家畜衛生情報

(牛・めん羊・山羊等の飼養農家の皆様へ)

飼養衛生管理基準の改正について

令和2年4月に家畜伝染病予防法が改正されたことに伴い、農場における飼養衛生管理をより徹底するために、「新しい飼養衛生管理基準」が、**令和2年10月1日**から施行されます。

(一部の取組みについては、猶予期間が設定されています。)

主な改正内容

【】内は本年10月1日以外の施行日

1. 家畜の所有者の責務を新設
2. 飼養衛生管理マニュアルの作成並びに従業員及び関係者への周知徹底を新設 【令和4年2月】
3. 野生動物での感染確認地域に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限、安全な資材の利用を新設
4. 衛生管理区域の考え方を明確化
5. 放牧制限の準備について新設 【令和3年10月】
6. 愛玩動物の飼育禁止を新設
7. 衛生管理区域入口での更衣及び車両の乗降の際の交差汚染防止措置を追加
8. 畜舎入口における伝播防止対策として、靴の消毒による方法に加え、専用の靴に履き替える方法を追加
9. ねずみ及び害虫の駆除について新設
10. 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒の新設
11. 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等を新設

※詳細は、農林水産省HPをご参照ください。

(https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/)

飛騨家畜保健衛生所(飛騨総合庁舎内)

〒506-8688 高山市上岡本町7-468

TEL:0577-33-1111 FAX:0577-32-9019

